

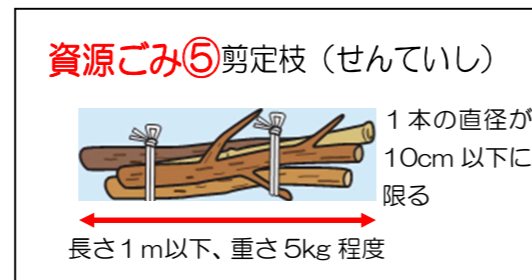
燃やせるごみの有料化が始まりました

◎燃やせるごみは、**黄色の指定袋**で、ごみ集積所へ出してください

○主な変更点

(1) 資源ごみの分別に、「剪定枝」を追加します

- ・直径10cm以下、長さ1m以下に切断し、複数本をひもで束ねてください。
- ・剪定枝は、奇数月の埋立ごみの日に、ごみ集積所で回収します。なお、エコセンターへの直接搬入は随時可能です。



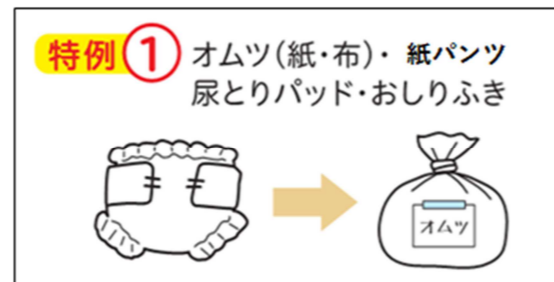
(2) 燃やせるごみの特例制度を設けます

減量化の取組みが困難な「おむつ」と「資源化が難しい草、葉、小枝」は、特例で従来の**白色の指定袋**で燃やせるごみの日に出すことができます。ただし、他の燃やせるごみと混ぜて出す場合は、**黄色の指定袋**となります。

なお、特例制度を利用する場合の注意点は、次のとおりです。

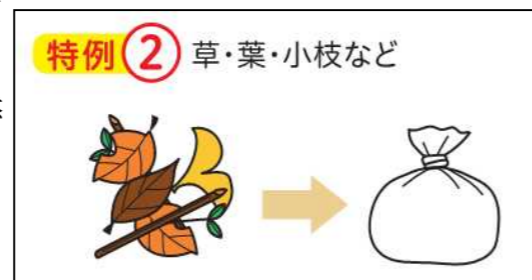
特例①「紙おむつ」

- ・排出の際は、右図のように**白色の指定袋**に「オムツ」と書いた紙を貼ってください。
- ・紙おむつ、尿取りパッド、おしりふきシートに、その他の燃やせるごみを混ぜないでください。
- ・ペット等のシートは対象外です。
- ・おむつを2重袋にして排出する場合、内袋は市販の透明袋等を使用してください。



特例②「資源化が難しい草、葉、小枝」

- ・排出の際には、直径10cm以下、長さ30cm未満にして**白色の指定袋**に入れてください。
- ・草や木の根は、土や砂をしっかりと落とし、その他の燃やせるごみと混ぜないでください。
- ・家具などの木材製品、角材・板きれは対象外です。(長さ30cm以上は大型ごみ、30cm未満は**黄色の指定袋**で燃やせるごみです。)



(3) 排出方法を次の表のとおり変更します

品目	認定レジ袋	長さ30cm以上のハンガー	こたつ	レーザープリンター	ライター
3月31日まで	白色の指定袋の代わりに使えます。	1個ずつに大型ごみ処分手数料納付券を貼ってください。	本体と板は別々に出す。	収集・処理できないごみ	・ガスライター、火打ち式ライターは「埋立ごみ」 ・電子式ライターは「小型及び複雑ごみ」
4月1日～	白色、緑色の指定袋の代わりに使えます。	10個までひもで束ねて出すことができます。(1束で1つの大型ごみとみなします)	本体と板で1セットとみなします。	大型ごみ ※トナーカートリッジがないものに限る。トナーカートリッジはメーカー、販売店によるリサイクルにご協力ください。	ライターはすべて「埋立ごみ」 ※中身は必ず使いきってください。

○今使っている指定袋 (白・緑色)

- ・白色の指定袋は、原則燃やせるごみには使用できなくなりますが、引き続き、資源ごみ・有害ごみ・埋立ごみに使用できます。
- ・緑色の指定袋は、引き続き小型及び複雑ごみに使用できます。

お問い合わせ 廿日市市環境産業部 循環型社会推進課
電話：0829-30-9133